

## 所管事項調査

< 目次 >

- 1 第五次総合計画の策定スケジュールについて . . . . . P1
- 2 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び  
資金不足比率の報告について . . . . . P2

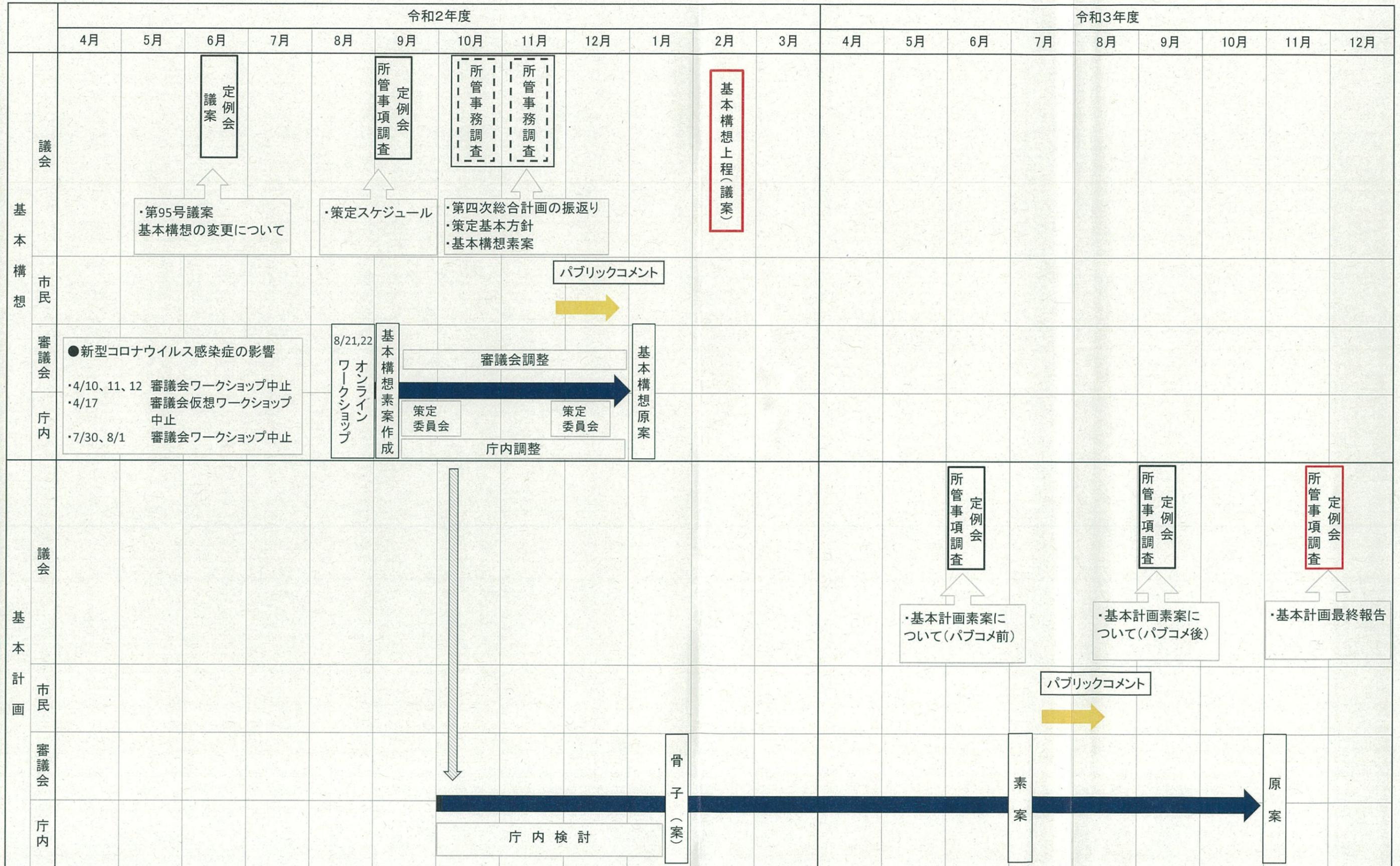
企画財政部

令和2年9月



1 第五次総合計画の策定スケジュールについて

第五次総合計画の策定スケジュール(案)



## 2 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の

### 報告について

#### (1) 財政健全化法の目的

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）は、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための制度として整備されたもので、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられた。

また、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうちどれか一つでも早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定するとともに、国の関与の下で財政再生に取り組まなければならないこととなった。同様に、公営企業ごとの資金不足比率についても、経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定等が義務付けられた。

ア 健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
		早期健全化段階	財政再生段階
実質赤字比率	0% 長崎市（赤字なし） (H30 決算：赤字なし)	11.25%	20%
連結実質赤字比率	0% 長崎市（赤字なし） (H30 決算：赤字なし)	16.25%	30%
実質公債費比率	0% 長崎市（7.9%） (H30 決算：7.6%）	25%	35%
将来負担比率	0% 長崎市（82.7%） (H30 決算：69.5%）	350%	

※1 財政健全化団体 ※2 財政再生団体

※1 財政健全化団体 ⇒ 財政健全化計画の策定・公表の義務付け

※2 財政再生団体 ⇒ 財政再生計画の策定・公表の義務付け、再生計画に対する国の同意がなければ地方債の起債の制限

#### イ 資金不足比率

		経営健全化基準
資金不足比率 (公営企業ごとに算定)	0% 水道事業会計 (0%) 下水道事業会計 (0%) 観光施設事業特別会計 (1.6%) 中央卸売市場事業特別会計 (0%) 生活排水事業特別会計 (0%)	20% ※3 経営健全化 団体

※3 経営健全化団体 ⇒ 経営健全化計画の策定・公表の義務付け

## (2) 健全化判断比率

### ア 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合計額）の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 一般会計等の実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

一般会計や一部の特別会計について、実質的な赤字額を「標準財政規模」の額で除して赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。

#### 【標準財政規模】

地方自治体が標準的な財政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示す指標で、「標準税収入額＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

#### 【令和元年度決算】

一般会計等においては、33億5,471万6千円の黒字であり、平成30年度と同様に赤字は生じておらず、実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

(単位：千円)

一般会計等に属する会計名	実質収支額	
	令和元年度	平成30年度
1 一般会計	3,200,356	2,317,493
2 土地取得特別会計	0	0
3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	154,360	101,769
4 診療所事業特別会計	0	0
5 長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0
計 (A)	3,354,716	2,419,262
標準財政規模 (B)	98,722,898	99,391,617
実質赤字比率 (%) A ÷ B	—	—

## イ 連結実質赤字比率

全会計における連結実質赤字額の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 連結実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

すべての会計の赤字や黒字を合算し、「標準財政規模」の額で除して地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。

### 【令和元年度決算】

観光施設事業特別会計において、890万円の赤字があるものの、全会計においては、285億386万3千円の黒字であり、連結実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

(単位：千円)

会計名	実質収支額 資金剰余額	
	令和元年度	平成30年度
1 一般会計等	3,354,716	2,419,262
2 公営企業に係る特別会計以外の会計	1,379,501	2,339,244
(1) 国民健康保険事業特別会計	224,416	244,120
(2) 介護保険事業特別会計	1,093,777	2,029,726
(3) 後期高齢者医療事業特別会計	61,288	65,398
(4) 駐車場事業特別会計	20	0
3 公営企業に係る特別会計	23,769,646	21,948,062
(1) 水道事業会計	14,325,224	13,908,722
(2) 下水道事業会計	9,453,322	8,027,287
(3) 観光施設事業特別会計	▲8,900	12,036
(4) 中央卸売市場事業特別会計	0	0
(5) 生活排水事業特別会計	0	17
計 (A : 1 + 2 + 3)	28,503,863	26,706,568
標準財政規模 (B)	98,722,898	99,391,617
連結実質赤字比率 (%) A ÷ B	—	—

## ウ 実質公債費比率

公債費及びこれに準じた経費を加算した実質的な公債費の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(A) 地方債の元利償還金充当一般財源} + \text{(B) 準元利償還金} - \text{(C) 交付税措置額}}{\text{(D) 標準財政規模} - \text{(C) 交付税措置額}}$$

一般会計等における公債費充当一般財源に公営企業の地方債償還額に対する一般会計の繰出金など公債費に準ずる経費を加算し、実質的な公債費を算出の上、「標準財政規模」を基本とした額と比較して、公債費負担の度合いを示したものの。

### 【令和元年度決算】

平成29年度から令和元年度の3か年平均で算出した令和元年度の実質公債費比率は7.9%であり、平成30年度の7.6%から0.3ポイント増加している。

これは、分子の構成要素である地方債の元利償還金充当一般財源が増加したこと及び分母の構成要素である標準財政規模が普通交付税の減などにより減したことによるものである。

(単位：千円)

	R1	H30	H29	H28
A 地方債の元利償還金 充当一般財源	17,521,359	17,994,549	17,571,832	17,169,030
B 準元利償還金	5,027,501	5,062,279	5,195,459	5,243,752
C 交付税措置額	15,951,710	16,261,558	16,340,226	16,347,952
D 標準財政規模	98,722,898	99,391,617	100,097,096	100,701,057
実質公債費比率 (%) (A+B-C) ÷ (D-C)	7.97035	8.17426	7.67348	7.18981
令和元年度 (%) (3か年平均)	7.9			
平成30年度 (%) (3か年平均)		7.6		

## エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{(A) 将来負担額} - \text{(B) 充当可能財源等}}{\text{(C) 標準財政規模} - \text{(D) 交付税措置額}}$$

地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する一般会計の繰入見込額、退職手当負担見込額などの現時点で想定される将来の負担（将来負担額）を「標準財政規模」を基本とした額と比較して指標化したもの。

### 【令和元年度決算】

令和元年度末における将来負担額は、3,293億390万6千円で、地方交付税措置見込額や公営住宅使用料といった将来負担額に充当可能な財源を差し引いた実質的な将来負担額は685億694万6千円となり、「標準財政規模」を基本とした額に対する割合は82.7%で、平成30年度末の69.5%から13.2ポイント増加している。

これは学校教育施設等整備事業債等の地方債現在高が増したことにより、「A 将来負担額」が増したこと、また、減債基金の減などの充当可能基金が減したことなどにより、「B 充当可能財源等」が減したことなどによるものである。

(単位：千円)

項目	金額	
	令和元年度	平成30年度
A 将来負担額	329,303,906	326,255,030
(1) 地方債の現在高	267,543,258	261,846,005
(2) 債務負担行為に基づく支出予定額	144,086	199,026
(3) 公営企業債等繰入見込額	42,718,399	44,921,768
(4) 組合等負担等見込額	0	0
(5) 退職手当負担見込額	16,399,480	17,158,832
(6) 設立法人の負債額等負担見込額	2,498,683	2,129,399
うち地方独立行政法人	2,472,146	2,100,911
うち第三セクター等	26,537	28,488
(7) 連結実質赤字額	0	0
(8) 組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
B 充当可能財源等	260,796,960	268,429,785
(1) 充当可能基金	47,953,505	50,020,106
(2) 充当可能特定歳入	35,702,357	38,120,137
(3) 基準財政需要額算入見込額	177,141,098	180,289,542
C 標準財政規模	98,722,898	99,391,617
D 交付税措置額	15,951,710	16,261,558
将来負担比率 (%)	82.7	69.5
(A - B) ÷ (C - D)		

### (3) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額（実質赤字）の事業規模に対する比率。	
資金不足比率	$= \frac{\text{(A) 資金不足額}}{\text{(B) 事業規模}}$

公営企業の資金不足額（実質赤字）を、公営企業の事業規模（料金収入の規模）と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したものの。

#### 【令和元年度決算】

観光施設事業特別会計において、890万円の資金不足、資金不足率は1.6%となっているものの、経営健全化基準の20%は下回っている。その他の会計においては、資金不足は生じておらず、資金不足比率は－（ハイフン）として表示している。

令和元年度

(単位：千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) A ÷ B × 100
法 適	1 水道事業会計	14,325,224	9,228,666	—
	2 下水道事業会計	9,453,322	8,028,429	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	▲8,900	538,040	1.6
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	135,187	—
	5 生活排水事業特別会計	0	126,854	—

※ 法適、法非適は地方公営企業法の適用について記載している。

平成30年度（参考）

(単位：千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) A ÷ B × 100
法 適	1 水道事業会計	13,908,722	9,474,634	—
	2 下水道事業会計	8,027,287	8,162,930	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	12,036	640,219	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	136,937	—
	5 生活排水事業特別会計	17	125,412	—

《参考資料》 収支等年次比較

(単位：千円、%)

区 分	元 年 度	30 年 度	増 減	対前年度増減率			
				元 年 度	30 年 度		
一 般 会 計	歳入総額 (A)	217,371,744	210,229,102	7,142,642	3.4	▲1.3	
	歳出総額 (B)	212,544,521	207,085,098	5,459,423	2.6	▲1.0	
	歳入歳出差引額 (A) - (B) (C)	4,827,223	3,144,004	1,683,219	53.5	▲16.8	
	翌年度へ繰越すべき財源 (D)	1,626,867	826,511	800,356	96.8	20.7	
	実質収支額 (C) - (D) (E)	3,200,356	2,317,493	882,863	38.1	▲25.2	
	単年度収支額 当年度 (E) - 前年度 (E) (F)	882,863	▲778,777	1,661,640	213.4	▲172.1	
	財政調整基金積立金 (G)	1,160,578	1,552,205	▲391,627	▲25.2	52.9	
	繰上償還金 (H)	-	-	-	-	-	
	財政調整基金取崩し額 (I)	1,469,245	1,179,853	289,392	24.5	皆増	
	実質単年度収支額 (F) + (G) + (H) - (I) (J)	574,196	▲406,425	980,621	241.3	▲119.4	
	普 通 会 計	歳入総額 ①	218,376,604	211,045,012	7,331,592	3.5	1.6
歳出総額 ②		213,222,346	207,733,195	5,489,151	2.6	2.0	
歳入歳出差引額 (① - ②) ③		5,154,258	3,311,817	1,842,441	55.6	▲18.5	
翌年度へ繰り越すべき財源 ④		1,799,542	892,556	906,986	101.6	▲0.2	
実質収支 (③ - ④) ⑤		3,354,716	2,419,261	935,455	38.7	▲23.7	
標準財政規模		98,722,898	99,391,617	▲668,719			
財政力指数		0.59	0.59	-			
経常収支比率		97.6%	97.5%	0.1P			
歳出に 占める 割合		義務的経費	57.5%	61.5%	▲4.0P		
		投資的経費	15.1%	9.5%	5.6P		
		その他の経費	27.4%	29.0%	▲1.6P		
実質赤字比率		-	-	-			
連結実質赤字比率		-	-	-			
実質公債費比率		7.9P	7.6P	0.3P			
将来負担比率	82.7P	69.5P	13.2P				

## 《参考資料》 経常収支比率

### 1 令和元年度経常収支比率

97.6% (平成30年度 97.5%から 0.1%増加)

### 2 増減の要因

○歳出において、経常的経費にかかる一般財源が前年度から 2.9 億円の増となったこと (約 0.3 ポイント増加)

#### 【主な内訳】

繰出金 (8.8 億円増)、扶助費 (4.2 億円増)、  
人件費 (8.9 億円減)、補助費等 (3.7 億円減)

○歳入において、経常的な一般財源収入が前年度から 2.7 億円の増となったこと (約 0.3 ポイント減少)

#### 【主な内訳】

地方税 (6 億円増)、地方交付税 (11.9 億円増)、  
臨時財政対策債 (11.6 億円減)、地方消費税交付金 (3 億円減)

【算定式】 ※カッコ内は対前年比較

(単位:千円)

歳出経常一般財源 98,517,955 (+286,842)

歳入経常一般財源 95,328,357 (+1,429,052) +臨時財政対策債 5,716,792 (▲1,158,583)

### 3 経常収支比率の推移 (%)

